



令和3年3月10日

電気設備課

低濃度PCB廃棄物の誤廃棄について

令和3年2月26日、本市が発注した市有施設での高圧受変電設備改修工事において、本来、市が保管または無害化処理認定施設に処分委託しなければならない低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有絶縁油を含む変圧器1台を、工事請負業者が誤って廃棄していたことが判明しました。

1 経緯

(1) 令和2年5月に発注した当該工事にて、撤去予定であった高圧受変電設備に4台の変圧器が使用されており、そのうち1台に微量のPCBが含まれていたため、工事担当課では対象の1台を施設内に保管するよう工事請負業者に指示。

(2) 令和2年11月、工事請負業者は、変圧器4台のうち3台にPCB非含有を示すシールが貼られていたことから、4台すべてにPCBが含まれていないと判断して通常の産業廃棄物として処分を行った。12月に報告を受けた工事担当課も、適正な検査・処分がされたものと認識した。

(3) 工事完了後、令和3年2月に施設所管課からの問い合わせを受け、工事担当課が工事請負業者に対してPCB含有の検査結果の提出を求めたところ、検査は実施されておらず、誤って低濃度PCB廃棄物を廃棄していたことが判明。

市の指示により、工事請負業者が処分業者に聴取したところ、金属くずは溶解し、絶縁油は燃焼済であるとの報告を受けた。

2 環境等への影響

今回誤って廃棄された変圧器のPCB含有量は、約0.03グラムと微量であり、燃焼処理されていることから、環境等への影響は極めて小さいものになっていると考えられます。

3 再発防止策

PCB廃棄物の取り扱いについては、関係部局や工事請負業者と十分な連携を図るとともに、必ず指示書、現場報告書等による書面にて指示を行います。

現在使用されている全てのPCB含有機器について「PCB」含有のシール等を貼付し、表示を徹底いたします。

PCB含有機器撤去時においては、市職員の立ち合いの徹底を図ります。